

令和 7 年度 重要事項説明書及び個人情報使用説明書

学校法人鹿児島竜谷学園
紫原保育園

当園における保育の提供の開始にあたり、説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称：学校法人鹿児島竜谷学園
代表者氏名：理事長 吉 川 孝 介
所 在 地：鹿児島市東千石町 2 1－3 8
電話 番号：0 9 9－2 2 6－3 1 9 1

2 施設概要

名 称：学校法人鹿児島竜谷学園紫原保育園
施 設 長：園 長 伊 地 知 裕
所 在 地：鹿児島市紫原 3 丁目 4－1 9
電話 番号：0 9 9－2 5 4－0 0 8 3
設立年月日：昭和 4 2 年 4 月 1 日

3 事業の目的・運営方針

目 的：浄土真宗のみ教えに基づき、児童福祉法（昭和 2 2 年法律 1 6 4 号）の
示すところに従い、乳児及び幼児の保育事業を行う。
運営方針：児童福祉法、子ども子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）その他の
関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

4 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入
所時の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て保育する。

（目標）

- （1）十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な
欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- （2）健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培
う。
- （3）人との関りの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育て
ると共に、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- （4）生命・自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな

心情や思考力の芽生えを培う。

(5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。

(6) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

5 当園における施設・設備などの概要

(1) 施設敷地 園舎：427.87㎡ 園庭：212.67㎡

(2) 園舎 構造：鉄骨コンクリート造地下付2階建

(3) 主な施設

1階：もも組(15.28㎡) 沐浴室2(9.96㎡) 調乳室(3.14㎡)

ちゅうりっぷ・さくら組(54.75㎡)

2階：たんぽぽ組(47.28㎡) ひまわり組(47.731㎡)

うめ組(55.372㎡)

6 職員の職種、員数及び職務の内容

(1) 園 長： 1人 保育園を代表し園務をつかさどり、所属職員を指揮・監督する。

(2) 主任保育士： 1人 園長を助け、園務を整理し、必要に応じて保育をつかさどる。

(3) 保 育 士： 10人 園児の保育をつかさどる(副主任保育士1人を含む。)

(4) 常勤保育士： 5人 園児の保育をつかさどる(園児数に応じて変更あり)。

(5) 非常勤保育士： 5人 園児の保育をつかさどる(園児数に応じて変更あり)。

(6) 事務職員： 1人 保育園の経理をつかさどり、調理業務を助ける。

(7) 栄 養 士： 1人 給食をつかさどる。

(8) 調 理 員： 3人 栄養士を助け、調理業務をつかさどる。

(9) 保育補助員： 1人 園内の美化・清掃をつかさどる。

(10) 園医・園歯科医： 2人 園児の健康管理に従事する。

(11) 嘱託講師： 1人 園児に対して宗教的情操教育や園行事に従事する。

7 保育を行う日及び時間帯

(1) 保育を行う日

月曜日から土曜日まで

保育標準時間 午前7時から午後6時までとし、午後6時～午後7時を延長保育とする。

保育短時間 午前8時30分～午後4時30分とし、午前7時～午前8時30分と午後4時30分～午後7時を延長保育とする。

(2) 休園日

日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)、3月31日

8 保護者負担について（各家庭から実費で徴収する内容と金額）

- (1) 延長保育料（午後6時以降）・・・月契約2,500円 日契約1日250円
短時間保育利用の方は、午前7時～午前8時30分と午後4時30分～午後6時の利用は別途200円ずつ料金が発生します。1か月分を翌月口座振替にて徴収いたします。

※ 「月契約」「日契約」の選択又は解除については、保護者の申し出によります。

- (2) 制服代・・・・・・1万円程度：ウェブ上で注文していただきます。

- (3) 副食費・・・・・・2号認定(3・4・5歳児)は、4,500円

※ 鹿児島銀行Kネットの口座振替（毎月20日）

- (4) 日本スポーツ振興センター共済掛金・・・・・・270円（園児1人）

※ 要保護世帯については徴収はありません。

※ 鹿児島銀行Kネットの口座振替（毎月20日）

- (5) 東京海上日動火災保険掛金・・・・・・・・・・300円（1世帯）

※ 要保護世帯については徴収はありません。

※ 鹿児島銀行Kネットの口座振替（毎月20日）

9 短時間認定の御家庭の延長保育について

短時間認定（月の就労時間が120時間未満）の御家庭は、保育時間が午前8時30分～午後4時30分となり、それ以外の時間を御利用になる場合は「延長保育料」が発生しますので、御注意ください。

※ 午前7時 ～ 午前8時30分・・・・・・1日200円（月契約2,000円）
※ 午後4時30分 ～ 午後6時・・・・・・1日200円（月契約2,000円）

10 利用定員

認定区分	利用定員
2号認定（3，4，5歳児）	40人
3号認定（0，1，2歳児）	40人

11 利用開始及び終了に関する事項等

- (1) 入園手続

鹿児島市が指定する入所申込書に必要を記載して、鹿児島市に申し込んでください。

- (2) 退園手続

小学校就学時や法に定める支給要件に該当しなくなったときは、保育園を退園となります。退園の手続きは、鹿児島市が指定する届け出用紙に記載して、鹿児島市に提出して下さい。

12 嘱託医等

当園は、以下の医療機関と委託契約を締結しています。

- (1) 園 医 紫原たはら医院 院長 太原 鉄平
住所 鹿児島市紫原4丁目27-19
- (2) 歯科医 萩原歯科医院 院長 田畑 幹子
住所 紫原3丁目38-15

13 緊急時における対応及び非常災害対策

- (1) 当園の職員は、保育の提供を行っている時に、児童の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。
- (2) 保育提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- (3) 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- (4) 児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (5) 当園は、市町村・保護者等への連絡、警察署その他関係機関との連携を図る。
- (6) 当園は、消火器等の消火用具・非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災・風水害・地震・津波・火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- (7) 当園は、具体的計画内容について、職員及び園児並びにその保護者に、分かりやすく施設内に掲示する。
- (8) 当園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取り組みを定期的に職員に通知する。
- (9) 当園は、非常災害に備えるため、これに対する普段の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。
- (10) 保育園の緊急防災の管轄

消防署及び警察署	連 絡 先
鹿児島市消防局 南消防署	099-268-7157
鹿児島市消防局 郡元分遣隊	099-258-0119
鹿児島県 鹿児島南警察署	099-268-2131
鹿児島県 鹿児島南警察署紫原交番	099-258-1766

緊急時は、緊急連絡メールで内容と避難場所をお知らせいたします。引き渡しの際は、引き取りにいられた方に、引き継ぎカードの記入をお願いいたします。そのカードを職員が確認した上で、引き渡しをいたします。

14 与薬について

当園では、基本的に与薬は行わないこととします。ただし、保護者から書面（与薬依頼書）により受けた場合のみ、医師の指示による与薬を保護者の代わりに行うことがあります。

15 要望・相談の受付

(1) 解決責任者 園 長 伊地知 裕

(2) 受付担当 主任保育士 壽福 景子

(3) 第3者委員

ア 町内会長・元愛児会長・元紫原小学校PTA会長 橋口 邦明 氏

イ 民生委員・元紫原小学校、紫原中学校PTA会長 丸峯 正史 氏

【連絡先】担 当：主任保育士（壽福）

電 話：099-254-0083

FAX：099-259-4462

16 保険に関する事項

(1) 加入保険の種類

ア 園児団体傷害保険(東京海上日動火災)

一人当たり補償金額 通院 2,000円 入院 3,000円

イ 日本スポーツ振興センター 5,000円以上の医療費

17 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるように努めます。

また、職員は職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせたり不当な目的に使用したりしてはならないものとし、当該職務を退いた後も同様と致します。特に市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は給付事務に必要な範囲に限ってのみ利用することと致します。

ホームページ及びインスタグラム上に公開する写真については、多くの人の目に触れることなどから子どものプライバシー保護に努め、取り組みます。

【その他、個人情報の使用目的】

(1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。

(2) 他の保育所等へ転園する場合、通所施設に通う場合、その他の兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、療育関係事業所や福祉関係者等を含む他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

(3) 緊急時において、病院その他、関係機関に対して、必要な情報提供を行うこと。

(4) 緊急時において、警察その他、関係機関に対して、防犯カメラの映像等、必要な情報提供を行うこと。

重要事項説明書及び個人情報使用説明書に係る同意書

紫原保育園の入所に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明及び個人情報の使用について説明しました。なお、ここで言う「個人情報」は、ホームページ及びInstagramへの使用、防犯カメラの映像等を含むものとします。

【施設設置者】

所在地 鹿児島市紫原3丁目4番19号

施設名 学校法人鹿児島竜谷学園 紫原保育園

園長 伊地知 裕

私は、本書面により、紫原保育園についての重要事項の説明及び下記園児と保護者に係る個人情報について説明を受け、その内容に同意するとともに、目的のために、ホームページ及びInstagramへの使用、防犯カメラの映像等を含み、個人情報を必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

⑩

園児から見た続柄：